

事務連絡
令和4年4月13日

各都道府県水道行政部（局）担当者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
水道課水道水質管理室

水安全計画策定の支援に資する資料について（送付）

水道行政の推進につきまして、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

我が国では、水安全計画を供給する水道水の安全をより一層高める統合的な水質管理のための計画として活用していくことが適当であるとして、平成20年5月に「水安全計画策定ガイドライン」をとりまとめ、水安全計画の策定を推奨してきたところです。

策定の促進に向けて厚生労働省では、平成26年度から平成27年度に「水安全計画作成支援ツール簡易版」を開発、改良するとともに、本ツールを用いて水安全計画を作成する水道事業者等を支援するための講習会を開催してきました。しかしながら、令和3年3月末時点における水道事業者等による計画の策定状況は、策定中を含めても約3割という状況であり、さらなる策定の促進に向けた取組が必要となっています。

当室が所管する水質関連調査によると、策定が進まない理由には人手不足等が挙げられていることから、水安全計画策定に係る水道事業者等の負担を軽減できるよう、具体的な水安全計画策定方法等を示した動画を作成しました。

また、平成20年5月30日付け厚生労働省健康局水道課長通知「「水安全計画策定ガイドライン」の送付について」により、水安全計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底に努めるよう通知しているところですが、「これに準じた危害管理の徹底」が意味するところが不明確であったことから、今般、これを水道事業者等が確認するためのチェックシートを作成いたしました。チェックシートの項目を全て満たすことで水安全計画の策定と同等と見なすこととするものです。

つきましては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者等に対し上記のことを周知していただきますようお願いいたします。

水安全計画策定の支援に資する資料及び危害管理のチェックシート掲載アドレス

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/07.html>

<公表資料一覧>

- ①水安全計画の概要と策定意義に関する資料
- ②「水安全計画作成支援ツール簡易版」を用いた水安全計画の作成方法に関する資料
- ③水安全計画の作成に関するQ & A
- ④水道事業者等が策定した水安全計画掲載ホームページアドレス一覧
- ⑤水安全計画に関する解説動画
 - 1) 水安全計画の概要と策定意義について
 - 2) 「水安全計画作成支援ツール簡易版」を用いた水安全計画の作成方法
- ⑥危害管理のチェックシート

連絡先（担当者）

厚生労働省医薬・生活衛生局

水道課水道水質管理室（渡邊）

TEL：03-5253-1111（内 4034）

FAX：03-3503-7963

Mail：suishitsu@mhlw.go.jp